

薬生食輸発0308第1号  
平成31年3月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(イタリア産アーモンド加工品のアフラトキシン、ケニア産コーヒー豆の2, 4-D、ベトナム産オオバコエンドロのクロルピリホス及びシペルメトリン並びに中国産ひまわりの種子のアフラトキシン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成31年2月18日付け薬生食輸発0218第1号)にて通知したところである。

今般、イタリア産アーモンド加工品のアフラトキシンが食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすこと、また、輸入時のモニタリング検査においてケニア産コーヒー豆から2, 4-D、ベトナム産オオバコエンドロからクロルピリホス及びシペルメトリン並びに中国産ひまわりの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産オオバコエンドロのシペルメトリンにおいては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対して自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

## 記

### 1. 別添1のイタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1のケニアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		2, 4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。

を追加し、

3. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホスシペルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

を追加し、

4. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ひまわりの種子及びその加工品（ひまわりの種子を30%以上含有するものに限る。）		総アフラトキシン（アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。